

## 「きめ細かな指導の推進に係る部活動指導補助」の非常勤講師の勤務条件等の概要

平成 31 年 4 月

兵庫県教育委員会

### 1 身分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職に属する非常勤の嘱託員となります。

### 2 職務内容

市町教育委員会及び校長の命を受けて、中学校の教員が担当する部活動の指導補助に係る職務を行います。

### 3 報酬等

#### ○ 報酬

臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条第 2 項の規定に基づき **時間額** で支給する。

報酬額は、1 時間あたり 2, 000 円となります。

#### ○ 通勤旅費

通勤に要する交通費については、「非常勤嘱託員等の交通費支給要領」の定めるところにより、実費を支給します。

#### ○ 支払い方法等

月の 1 日から末日までの期間に係る報酬を、原則として翌月の 10 日に支給する。

### 4 勤務日数及び勤務時間

#### ○ 勤務日数

1 週間に 2 日となり、校長が指定します。

#### ○ 勤務時間

原則として 1 日あたり 3 時間程度となります。

### 5 災害補償

公務上の災害（通勤上の災害を含む。）に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによります。